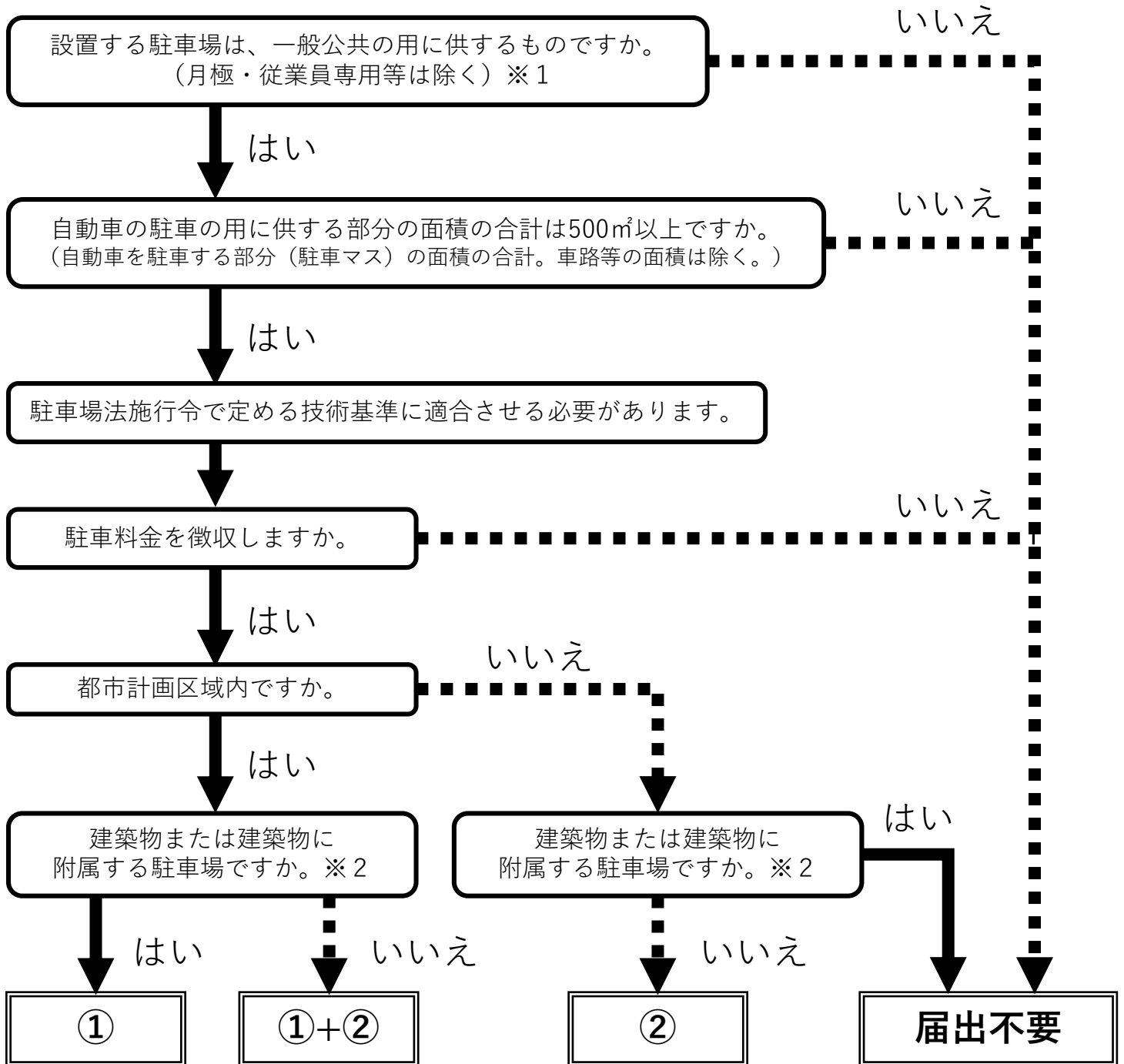


駐車場法・バリアフリー新法による 路外駐車場届出の判定フローチャート



①…路外駐車場設置の届出が必要（駐車場法第12条）

②…特定路外駐車場設置の届出が必要（バリアフリー新法第12条）

※1…不特定多数の者が自由に利用できる駐車場

（ショッピングセンターや病院等の駐車場で専用駐車場と明示することに加え、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除するなど厳密に専用駐車場となっている場合は該当しない。）

※2…ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場

（特定路外駐車場は建築物である駐車場や建築物の特定施設としてその建築物の建築敷地に設けられる駐車場以外の平面駐車場のみが該当。）